

改正

平成21年5月27日告示第105号

平成24年6月8日告示第78号

平成28年3月30日告示第69号

福崎町重度障害者（児）福祉車両等事業実施要綱

福崎町重度障害者（児）福祉車両等助成事業実施要綱（平成4年福崎町告示第28号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）及び精神障害者（児）（以下「障害者」という。）が活動する場合のタクシー利用料金又は車両保持者にはその維持経費等の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において「福祉タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けた者のうち、福崎町と契約した一般乗用旅客自動車運送事業を行うものが運行する一般乗用旅客自動車で、この要綱に定めるところにより障害者の利用に供するものをいう。

（利用対象者）

第3条 この要綱の利用対象者（以下「利用者」という。）は、町内に住所を有する在宅の者で、次の各号に該当する者とする。

- （1）身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- （2）療育手帳A判定の交付を受けている者
- （3）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

（所得による助成の制限）

第4条 障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について第6条に規定する申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円以上であるときは、助成しないものとする。

（助成）

第5条 この要綱による助成は、次の各号のいずれかにより町が行うものとする。

- （1）福祉タクシーの利用者は、1ヶ月1乗車につき2枚2,000円の福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を助成する。
- （2）利用者が同居の家族による送迎を受け、該当車両の名義が本人又は同居の家族となっている場合は、車両維持経費として1ヶ月2,000円を助成する。
- （3）利用者が車両を所有し使用する場合は、車両維持経費として1ヶ月2,500円を助成する。
- （4）前2号又は3号の助成対象者であつて、本人及び扶養義務者が市町村民税非課税の場合は、車両維持経費として1ヶ月5,000円を助成する。

（申請及び利用決定）

第6条 この要綱による助成を受けようとする利用者は、福崎町福祉車両等利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。町長は申請書を受理した場合は、その内容を審査し、福崎町福祉車両等利用決定通知書（様式第2号）又は福祉車両等助成利用却下通知書（様式第3号）により、申請者の通知するものとする。

（利用券の交付、助成金の支払期日）

第7条 前条の決定を受けた者には、次の各号により、利用券又は車両維持経費の一部助成を行うものとする。助成期間は申請をした日の属する月から1年以内とし、毎年6月末日までとする。ただし、第3条の利用対象者に該当しなくなったときは該当しなくなった当該月分までの助成とする。

(1) 第5条第1号の利用者については、利用券月2,000円分を4月に当該月（5月以降の申請は当該月に該当月）から6月分までとし、7月に当該月（8月以降の申請は当該月に該当月）から3月分までをそれぞれ交付する。

(2) 第5条第2号、第3号及び第4号の利用者については、毎年6月、9月、12月及び3月の4期にそれぞれ当該月分までを支払うものとする。

(利用券の有効期限)

第8条 利用券の有効期限は、交付をした日から1年以内とし、交付をした年又は翌年の3月31日までとする。

(利用方法)

第9条 福祉タクシー利用者は、1乗車につき2枚までの利用券をタクシー乗務員に提出し、乗車料金総額との差額を支払うものとする。

(手帳の携行等)

第10条 利用者が利用券で福祉タクシーを利用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を常に携行し、タクシーの乗務員から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(利用券に係る料金の請求)

第11条 利用券を受けて福祉タクシーを運行した者が第5条の助成料金を請求するときは、毎月10日までに当該利用券を取りまとめの上、福祉タクシー助成請求書（様式第4号）を町長に提出して行うものとする。

(利用券の返還等)

第12条 利用者が利用券を利用しなくなったとき、又は第3条の利用対象者に該当しなくなったときは、速やかに未使用の利用券を町長に返還するものとする。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、町長は利用券の返還を命じ、以後の交付を停止するものとする。

(1) 偽り、その他不正の手段により利用券の交付を受けたとき。

(2) 利用券を不正に使用したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の所得による助成の制限は平成18年7月分からの助成に適用する。

3 平成18年4月から6月に申請した利用者については、第7条及び第8条の助成期間にかかわらず、助成期間を平成19年6月30日までとする。ただし、第4条の規定は平成18年7月から適用する。

附 則（平成21年5月27日告示第105号）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月8日告示第78号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(市町村民税の額の算定の特例)

2 「所得による助成の制限」の項における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11項を適用して算定するものとする。

附 則（平成28年3月30日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第11条関係）